13　政府が整備の責任を有する形態の提供に係る支払月額で支払われる部分を超える予備部品の輸送については、別途の支払は、行われない。

14　日本国の運用上又は維持管理上の必要を満たすための装備品の交換に関連する経費は、国際連合により支払われない。

15　国際連合は、当初の所在地と積込み又は積卸しの空港又は港との間の主要装備品の内陸輸送に係る経費を負担する。国際連合は、当初の所在地からの輸送及び当初の所在地への輸送を手配することができるが、主要装備品の内陸輸送以外の経費は、政府が負担する。政府が実施した主要装備品の内陸輸送に係る経費は、請求書の提出に基づき支払われる。

16　国際連合は、この書簡に示された数量の装備品及びこの書簡に示された数量に至るまでの予備装備品の配備及び移動に係る輸送経費を負担する。政府がこの書簡に示された装備品及びその十パーセントの予備装備品を超えるものを配備する場合には、それらに関する追加の経費は、政府が負担する。

5　ミッション適用係数

17　ミッション適用係数は、適当な場合には、主要装備品に対する支払月額に適用される。

6　亡失又は損傷

18　亡失又は損傷に対する支払を決定する際、不可抗力事故と敵対行為・緊急放棄とは次のとおり区別される。

a　不可抗力事故

政府が整備の責任を有する形態の提供及び国際連合が整備の責任を有する形態の提供に係る支払月額には、不可抗力事故における主要装備品の亡失又は損傷を補償するための不可抗力事故係数が含まれる。不可抗力事故係数が、このような亡失又は損傷を補償するものであることから、このような事故において装備品の亡失又は損傷が生じた場合には、国際連合は、追加の支払その他いかなる請求も受け入れない。

b　敵対行為・緊急放棄

i　政府は、一の敵対行為又は緊急放棄によって主要装備品に亡失又は損傷が生じた場合において、一般公正市場価格の総計が二十五万米ドル未満のときは、全ての主要装備品について責任を負う。

ii　国際連合は、一の敵対行為又は緊急放棄によって主要装備品に亡失又は損傷が生じた場合には、一般公正市場価格の総計が二十五万米ドル以上の全ての主要装備品について責任を負う。

iii　損傷額の計算方法は、装備品が政府が装備の責任を有する形態の提供の下で提供される場合には、合理的な修理費による。損傷を被った装備品の修理費が一般公正市場価格の七十五パーセントを超える場合には、全損したものとみなす。

19　正当に権限を与えられた国際連合の職員によって設置される調査委員会が、亡失又は損傷が政府の要員の悪意又は重大な過失によって生じたものと認定し、当該調査委員会の報告が国際連合の責任ある職員によって承認された場合には、国際連合は、支払の責任を負わない。

7　輸送中の亡失又は損傷

20　輸送を手配した当事者は、輸送中の亡失又は損傷に対する責任を負う。損傷に対する責任は、損傷が重大な場合についてのみ適用される。損傷が重大な場合とは、損傷の修理費が装備品の一般公正市場価格の十パーセント以上である場合をいう。損傷額の計算方法は、18ｂiiiに規定する方法を適用する。

8　特別事例装備品

21　この了解で特段の条件が付されない限り、特別事例装備品の亡失又は損傷については、他の主要装備品と同様に扱われるものとする。

附属書Ｃ　政府が提供する自隊維持のための装備品及び役務並びに関連する支払

１　ＭＩＮＵＳＴＡＨ日本施設部隊

二千十年二月五日から二千十一年六月三十日まで

係数　―環境条件　一・一〇パーセント

―高負担活動条件　一・三〇パーセント

―敵対行為・緊急放棄　一・〇〇パーセント

分類	支払月額（支払月額に対して係数を乗じて得た額を除く。）米ドル	支払月額（支払月額に対して係数を乗じて得た額を含む。）米ドル	人数の上限	合計支払月額（支払月額に対して係数を乗じて得た額を含む。）米ドル
給食　一般	二七・一三	二八・〇五	二三三	六、二五五・一五
通信　ＨＦ	一七・八二	一八・四三	一六七	三、〇七七・八一
電話	一四・三〇	一四・七九	二三三	三、二九八・一七
ＶＨＦ／ＵＨＦ―ＦＭ	四九・三九	五一・〇七	二三三	一一、三八八・六一
事務室　一般	二三・三三	二四・一二	二三三	五、三七八・七六
電気　一般	二八・〇五	二九・〇〇	二三三	六、四六七・〇〇
軽工事　一般	一六・四九	一七・〇五	二三三	三、八〇二・一五
洗濯・クリーニング　一般	二二・五一	二三・二八	二三三	五、一九一・四四
天幕　一般	二三・五八	二四・三八	○	○・○○
宿泊設備　一般	三八・四七	三九・七八	二三三	八、八七〇・九四
消防　基本的な消防	○・一六	○・一七	二三三	三七・九一
火災探知・警報	○・一三	○・一三	二三三	二八・九九
医療　基本	二・〇四	二・一一	二三三	四七〇・五三
（疫病学的な）危険区域	八・八一	九・一一	二三三	二、〇三一・五三
レベル一	一四・〇三	一四・五一	二三三	三、二三五・七三
監視　一般	一・一五	一・一九	二三三	二六五・三七
夜間監視	二四・五八	二五・四二	二三三	五、六六八・六六
配置	五・七八	五・九八	二三三	一、三三三・五四
野外防衛用品　一般	三三・六五	三四・七九	二三三	七、七五八・一七
各種備品　ベッド	一六・七九	一七・三六	二三三	三、八七一・二八
家具	二二・五八	二三・三五	二三三	五、二〇七・〇五
インターネット	二・七六	二・八五	二三三	六三五・五五
厚生	六・三一	六・五二	二三三	一、四五三・九六

合計　八五、七二八・三〇米ドル

二千十一年七月一日から二千十二年十二月二十一日まで

係数　―環境条件　一・一〇パーセント

―高負担活動条件　一・三〇パーセント

―敵対行為・緊急放棄　一・〇〇パーセント